

件名	柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出 (6号炉及び7号炉の特定重大事故等対処施設設置工事終了時期の見直し) (6号炉及び7号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置)
通報日	2025年 2月27日
概要	柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出 ・6号炉及び7号炉の特定重大事故等対処施設設置工事終了時期の見直し ・6号炉及び7号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置 については、別紙の通り。

6号炉及び7号炉の特定重大事故等対処施設
設置工事終了時期の見直し

原管発官 R6 第 282 号

令和 7 年 2 月 27 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置許可に係る

工事計画変更届出

柏崎刈羽原子力発電所の工事計画について、令和 7 年 2 月 26 日付けをもって変更しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 8 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 東京電力ホールディングス株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 柏崎刈羽原子力発電所

所 在 地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

3. 変更の内容

柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置許可申請書は、昭和 52 年 9 月 1 日付け 52 安（原規）第 250 号をもって許可を受けました。

また、平成 26 年 12 月 15 日付け原管発官 26 第 242 号（令和元年 10 月 24 日付け原管発官 R1 第 125 号，令和元年 12 月 17 日付け原管発官 R1 第 156 号，令和 2 年 12 月 18 日付け原管発官 R2 第 230 号，令和 4 年 6 月 21 日付け原管発官 R4 第 11 号及び令和 4 年 6 月 28 日付け原管発官 R4 第 101 号をもって一部補正）をもって変更申請を行った原子炉設置変更許可申請書につきましては、令和 4 年 8 月 17 日付け原規規発第 2208173 号をもって変更許可を受けました。さらに、令和 5 年 3 月 14 日付け原管発官 R4 第 254 号（令和 5 年 6 月 30 日付け原管発官 R5 第 60 号をもって一部補正）をもって変更申請を行った原子炉設置変更許可申請書につきましては、令和 5 年 10 月 25 日付け原規規発第 2310252 号をもって変更許可を受けましたが、それらの内容のうち 6 号炉及び 7 号炉の特定重大事故等対処施設の設置の工事計画について、添付のとおり変更いたします。

4. 変更の理由

6 号炉及び 7 号炉の特定重大事故等対処施設設置工事について、工事の終了時期を見直し、工事計画を変更いたしました。

なお、本届出は、施設の設計及び工事の内容を変更するものではなく、施設の安全性に影響を与えるものではありません。

以 上

工 事 計 画 (変 更 前)

年度 月	2012 (平成24)			2013 (平成25)			2024 (令和16)												2025 (令和17)												2026 (令和18)											
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
項目																																										
特定重大事故等	6号炉																																									
	対処施設の設置																																									
7号炉	工事の終了																																									

工 事 計 画 (変 更 後)

年度 月	2012 (平成24)			2013 (平成25)			2029 (令和11)												2030 (令和12)												2031 (令和13)											
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
項目																																										
特定重大事故等	6号炉																																									
	対処施設の設置																																									
7号炉	工事の終了																																									

6号炉及び7号炉の所内常設直流電源設備
(3系統目)の設置

原管発官R6第289号

令和7年2月 27日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置許可に係る
工事計画変更届出

柏崎刈羽原子力発電所の工事計画について、令和7年2月26日付けをもって変更しましたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第3項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 東京電力ホールディングス株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

代表者の氏名 代表執行役社長 小早川 智明

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 柏崎刈羽原子力発電所

所 在 地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村

3. 変更の内容

柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置許可申請書は、昭和52年9月1日付け52安(原規)第250号をもって許可を受けました。

また、令和3年11月12日付け原管発官R3第148号をもって変更申請を行った原子炉設置変更許可申請書につきましては、令和4年10月5日付け原規発第2210052号をもって変更許可を受けましたが、その内容のうち、6号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置の工事計画については、令和6年12月12日付け原管発官R6第235号をもって変更届出を行なっております。7号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置の工事計画については、令和5年9月25日付け原管発官R5第137号をもって変更届出を行なっております。

今回、上記工事計画を添付のとおり変更いたします。

4. 変更の理由

6号炉及び7号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置の工事について、設計及び工事計画認可申請に必要な設備の詳細設計に時間を要しており、工事工程を見直した結果、工事計画を変更いたしました。

なお、本届出は、施設の設計及び工事の内容を変更するものではなく、施設の安全性に影響を与えるものではありません。

以 上

